

文教大学学生表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学学則第52条に基づき、在学中に特別な才能を発揮した個人および課外活動を通じて本学に著しく貢献した団体、個人の表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 文教大学個人特別表彰
- (2) 文教大学課外活動表彰

(表彰者)

第3条 この規程による表彰者は、次のとおりとする。

- (1) 前条1号による表彰者は、各学部が定める基準により選考された者
- (2) 前条2号による表彰者は、当該年度に課外活動、社会活動等で優秀な成績を収め、本学の名誉に貢献した者および団体

(表彰の基準および選考の手順)

第4条 前条各号における表彰者の基準および選考の手順については、別に定める「文教大学学生個人特別表彰内規」および「文教大学学生課外活動表彰内規」による。

(表彰の方法)

第5条 学長は、表彰者に表彰状および記念品を授与する。ただし、第2条2号の表彰については、記念品に替えて奨励金を授与することがある。

2 学長は、表彰者氏名、団体名とその事由を全学生あてに公示する。

(事務)

第6条 この規程の事務は、大学事務局学事部がこれを行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

課外活動表彰規程（昭和56年4月1日施行）を廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。